

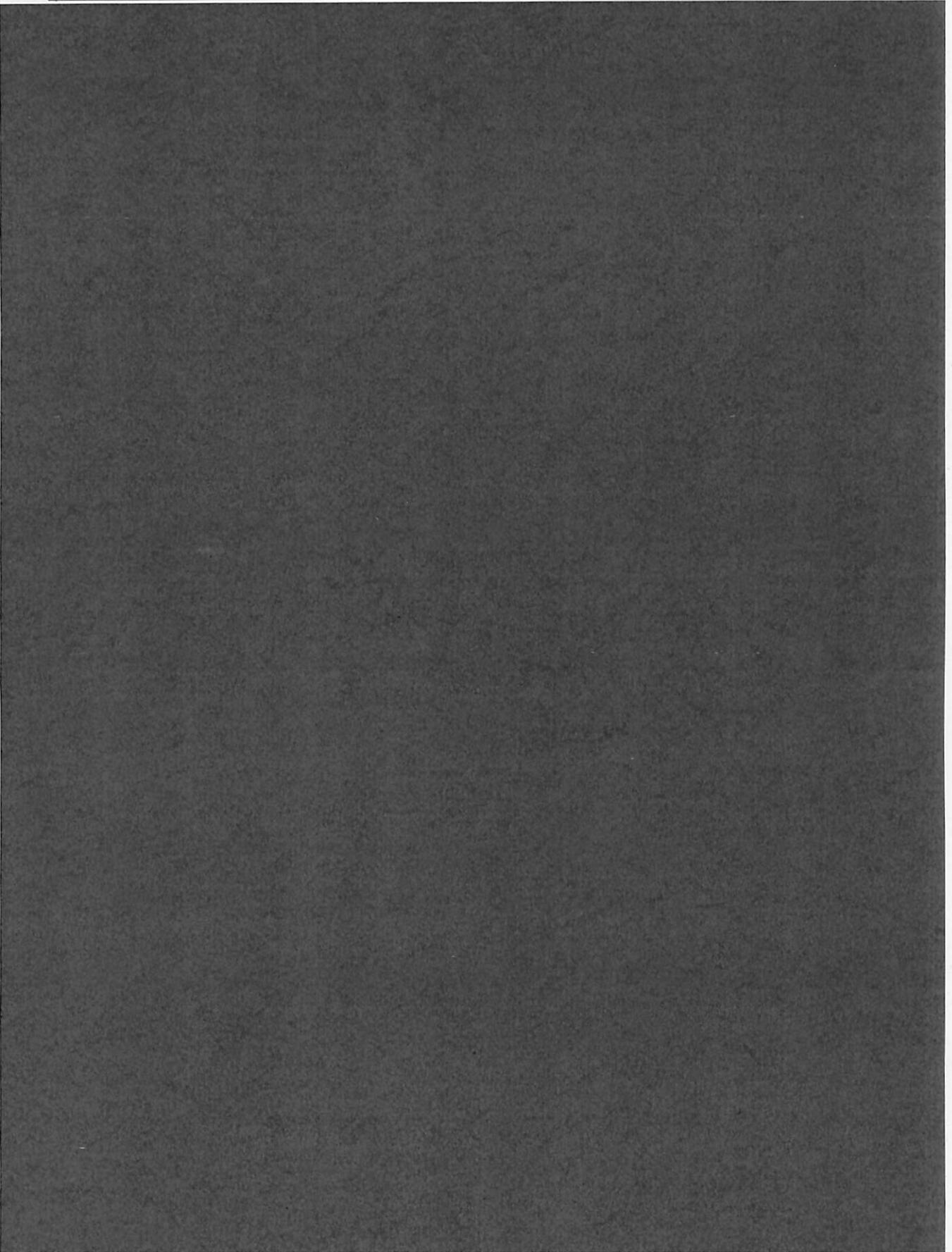
【追加のご連絡】最高裁判所からのご連絡】変更事項の届出について

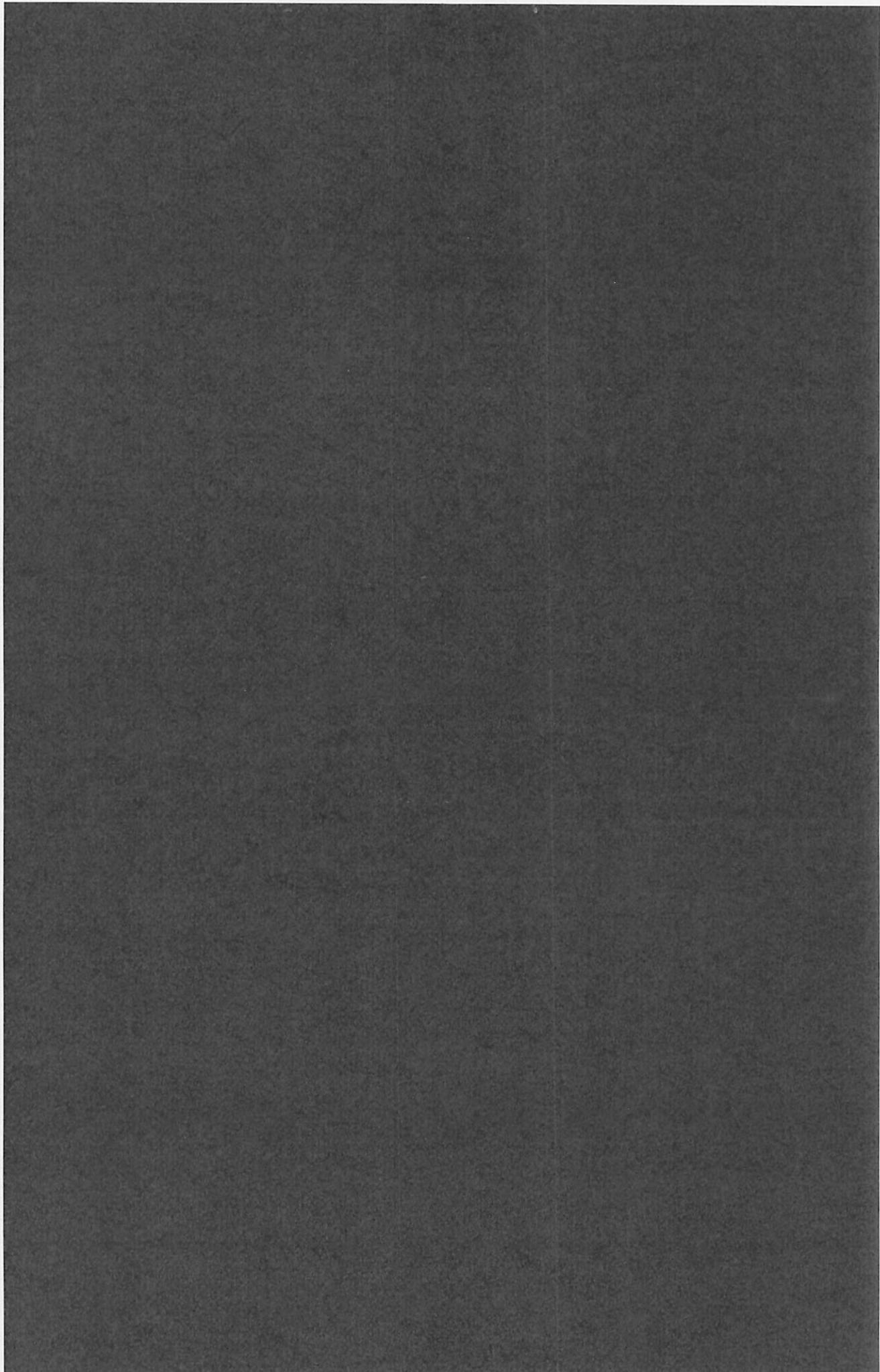
最高裁判所 <syusyu-taiyo@courts.go.jp>

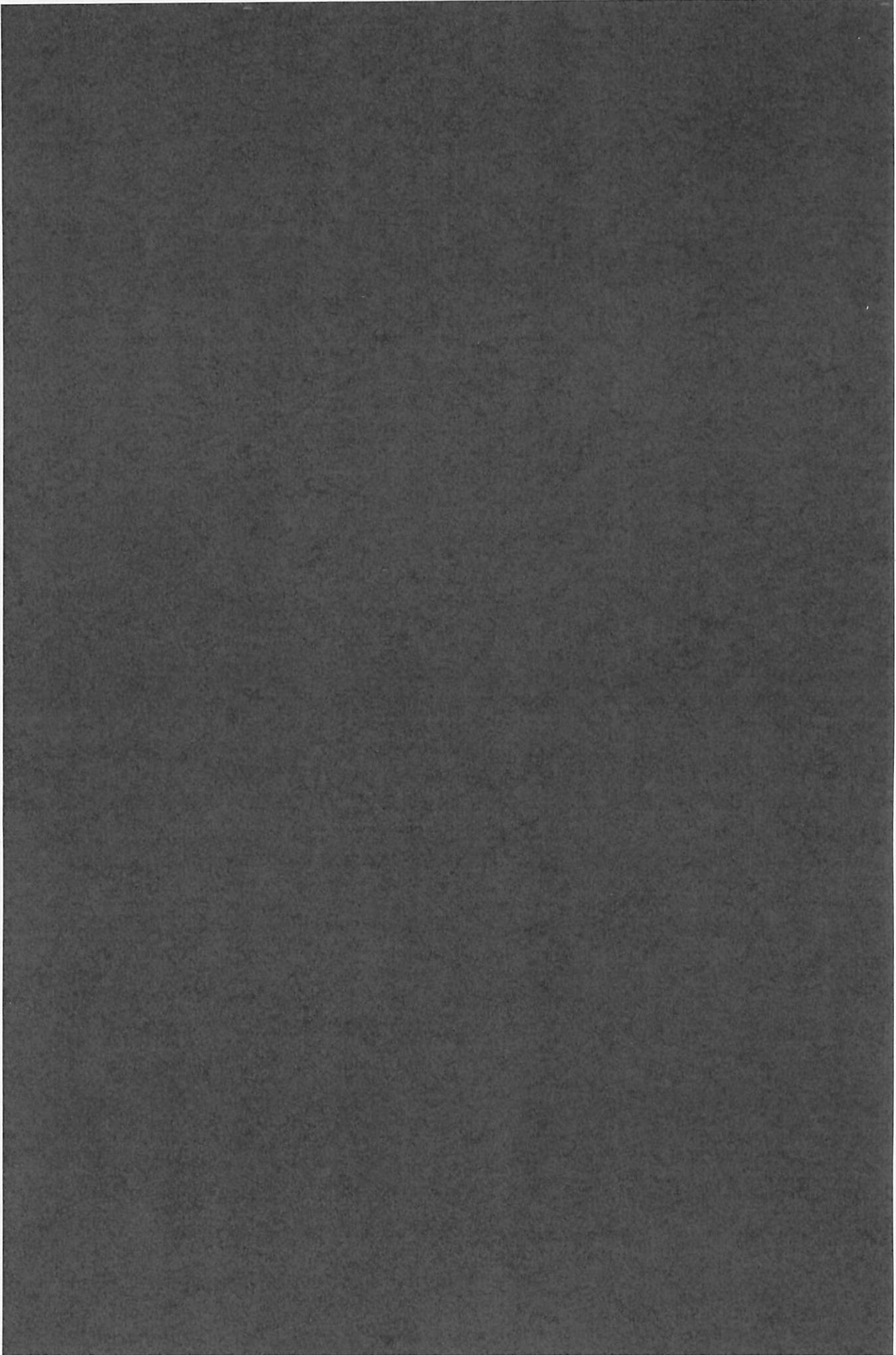
2024/06/03 (月) 12:16

宛先:最高裁判所 <syusyu-taiyo@courts.go.jp>

BCC: [REDACTED]







メール受信者 各位

本日午前9時過ぎ、最高裁判所事務総局経理局主計課出納係からメールを送信させていただきましたが、本来、BCCで送信すべきところ、メールの宛先を表示させたまま送信していましたことが判明いたしました。

皆様方におかれでは、大変恐縮ではございますが、当方が送信いたしましたメールを削除していただきますよう御協力の程、よろしくお願ひいたします。

取り急ぎ、本メールによりご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

最高裁判所事務総局経理局主計課出納係

TEL : 03-3264-8621 (ダイヤルイン)

(平日午前9時から午後5時まで)

差出人: 最高裁判所 <syusyu-taiyo@courts.go.jp>

送信日時: 2024年6月3日9:18

件名: 【最高裁判所からのご連絡】変更事項の届出について

※このメールは送信専用にて送信しています。このメールアドレスに返信する方法による変更事項の届出はお受けしておりませんのでご了承ください。

本メールは修習専念資金の被貸与者で、据置期間中及び返還期間中のすべての方に一律に送信しています。（R6.3.31現在の届出済メールアドレス宛て）

なお、第70期以前の修習生の方は、「修習専念資金」を「修習資金」と読み替えてください。

被貸与者 各位

最高裁判所事務総局経理局主計課出納係からのご連絡です。

据置期間・返還期間中、届出事項に変更が生じた場合（氏名、住所等の変更）は、変更が生じた日から2週間以内に変更事項を届け出る必要があります。

届出事項に変更があった方で、まだ変更事項の届出を行っていない方は、速やかに届出を行ってください。

なお、このメールは、皆様に一律にお送りしておりますので、変更のない方、既に変更事項の届出を行っている方は、改めて届出をしていただく必要はありません。

【届出方法】

- 裁判所ウェブサイトの「司法修習生の修習専念資金の貸与等について」の「変更事項の届出等について」のページにアクセスする。
[変更事項の届出等について | 裁判所 \(courts.go.jp\)](#)
 - 「変更事項の届出等について」のページの「第2【据置期間・返還期間中の方】変更事項の届出（申請者又は保証人の氏名等に変更があったとき）」の内容を確認の上、各申請フォームリンクから Forms を利用して届出を行う。
※ 保証人の届出内容に変更があった場合にも届出が必要です。

【併せてご確認ください】

貸与金の返還につき、返還期にある被貸与者には、毎年7月25日を納付期限とした納入告知書を7月10日頃に発送する予定となっておりますが、例年変更事項の届出が未了であったために、「宛所に尋ねあたらず」として返送されることも散見されます。

納付期限までに納入告知書を受領できなかった場合でも、納付期限の翌日から年14.5%の割合により延滞金が発生しますのでご留意ください。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇
最高裁判所事務総局経理局主計課出納係
TEL : 03-3264-8621 (ダイヤルイン)
(平日午前9時から午後5時まで)
◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇